公

告

名称

発売総額及び枚数

二億円 百万枚

1

几

発売期間

十三日まで

令和六年七月十七日から同年八月

証票金額

枚二百円

日刊

(日曜日、



発 行 東京都

<u>Ŧ</u>i.

当せん金の総額

発売総額に対して九千五百万円

七 六

委託対象事務の範

売りさばき及び当

のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務

発売総額に対して千九百八十二万

七

二千円 発売総額に対して千五十万円

その他発売経費 せん金支払手数料

令和六年四月十六日

八

九 +

受託申請期限

その他

目

次

受託事務の履行は、当せん金付証

票法その他関係通達による。

発売総額及び枚数

二億円

二百万枚

第二千五百九十七回東京都宝くじ

名称

名称

四 発売期間

令和六年八月七日から同月二十七

四 \equiv

三

証票金額

一枚百円

○当せん金付証票の発売委託(三件) ……………

------(全国自治宝くじ事務協議会)…

○当せん金付証票の発売委託…(財務局主計部公債課)…

公

当せん金の総額

委託対象事務の範 当せん金付証票の発売に係る事務 発売総額に対して九千九十万円

六 五.

売りさばき及び当 のうち発売企画を除く全ての事務

せん金支払手数料

その他発売経費

八

千三百九十円 発売総額に対して千三百九十万九

円発売総額に対して千八百九十六万

受託申請期限

九

十

その他

られた日までに申請してください

令和六年四月

東京都知事

小

池

百 合子 次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定め

和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法

韶

七

当せん金付証票の発売委託について

受託事務の履行は、当せん金付証 令和六年四月十六日

票法その他関係通達による。

十 九

その他

第二千五百九十六回東京都宝くじ

名称

第二千五百九十八回東京都宝くじ 百万枚

発売総額及び枚数 二億円

枚二百円

証票金額

発売期間

四

令和六年八月十四日から同月二十

 \equiv

証票金額

発売期間

七日まで

六

Ŧi. 囲委託対象事務の範 当せん金の総額

のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務 発売総額に対して九千五百万円

せん金支払手数料売りさばき及び当 二千円

発売総額に対して千九百八十二万

その他発売経費

発売総額に対して千七十万円

受託申請期限 令和六年四月十六日

十 九 八

その他

票法その他関係通達による。 受託事務の履行は、当せん金付証

発売総額及び枚数 五億円 第二千五百九十九回東京都宝くじ 二百五十万枚

証票金額 枚二百円

発売期間 令和六年九月四日から同月十六日

当せん金の総額 発売総額に対して二億一千四百九 十万円

Ŧī.

囲委託対象事務の範 のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務

六

せん金支払手数料売りさばき及び当 万七千四百四十円発売総額に対して三千二百四十一

その他発売経費 発売総額に対して四千四百七十五

八

七

受託申請期限 令和六年四月十六日

票法その他関係通達による。受託事務の履行は、当せん金付証

発売総額及び枚数 第二千六百回東京都宝くじ 億円 五十万枚

名称

枚二百円

令和六年九月十一日から同年十月

・ 日まで ・ 日本の他党元経費 ・ 一方の他党元経費 ・ 一方の中のより、一方の一会年の党部	(第18033号)	九八七六	東京都公報 五四三二一	令和6年4月2日(火曜日) 2 十 九 八 七 六 五
当せん金付証票の発売について 当せん金付証票の発売にいて、百一円 四百万枚 当せん金付証票の発売にいて、百四十万円 1	その他 雑	要託対象事務の範 囲 売りさばき及び当 せん金支払手数料 その他発売経費		
当世ん金付証票の発売について、当世ん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十六日まで、当世ん金付証票の発売に入り、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等の利が、年四月二日 全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において発売総額及び枚数事務の範囲 全国制治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百 合 子 名称 第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等 2 全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百 合 子 名称 第千十二回全国自治宝くじ事務協議会 第千十二回百万枚 第千十二回百万枚 完売約さばき及び当世ん金支払手数料 発売総額に対して四個二十万円 会託票金額 第一枚二百円 令和六年四月十六日 中校二百円 令和六年四月十六日 四百五十万枚 第一枚二百円 令和六年四月十六日 四百五十万枚 第三線額に対して四十万円 会託事務の履行は、当せん金付証票の発売に係る事務のう 当せん金の総額 当世ん金支払手数料 発売総額に対して四十万円 令和六年四月十六日 中校二百円 十十十 1 世紀金付証票の発売に係る事務のう 当世ん金付証票の発売に係る事務のう 音 2 を託事務の履行は、当せん金付証票法 第一枚二百円 「大田」 1 を記述 2 で 2 を託事務の履行は、当せん金付証票 2 を記す 3 銀行等 2 を記す 2 を記	他関係通達の履行は、	四月十六日に対して千八百九十八十円に対して千八百九十八十八百九十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	(別)	総額に対して四千七百五十 総額に対して四千七百五十 お発売企画を除く全ての事 が額に対して九百九十一万 総額に対して九百九十一万 一方年四月十六日 大年四月十六日
東事務の範囲 全国都道府県知事及び二十三年法律第百四に申請してください。 全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 会身 事務の範囲 全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 会長 東京都知事 小 池 百 合 子 会長 東京都知事 小 池 百 合 子 会長 東京都知事 小 池 百 合 子 管 一枚二百円 四百万枚 一枚二百円 四百五十万枚 簡				六五四三二一 れ第 た六当
世人の金付証票法(昭和二十三年法律第百四 一年、一日の事務 一年、一日のう 一年、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、一日、	託対象事務の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	請期限金の総額をの総額を支払手数料ができるが当せん金支払手数料がある。	明間 ・ はき及び当せん金支払手数料 ・ は、	を事務の範囲 ・
	ん金付証票の発売に係る事務のうち総額に対して四億七千五百万円六年七月三十一日から同年八月二十二百円 五百万枚	通達による。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和六年七月十七日から司月三十日まで 一部のでは、当せん金付証票法その他 一部では、当せん金付証票法その他 一部でによる。 一一の百五十万枚 一一の百五十万枚 一一の百五十万枚 一一の百五十万枚 一一の百五十万枚 一一の百五十万枚 一一の百五十万枚	大学 全工の発売に係る事務のう売総額に対して三億八千万円事及び二十指定都市長の名において事及び二十指定都市長の名において事及び二十指定都市長の名において事及び二十指定都市長の名において事及び二十指定都市長の名において中十二回全国自治宝くじ事務協議会 日 四百万枚 百 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

_	(第18033号)									5	Į.	京	1	郇	Z	`	報						令和	∄6	年4	月2	2日	(火	曜日)	4
		+	九	八	七	六	五.	四 3	ΞΞ	<u> </u>	-		+	九	八		七	į	六三	£.	四	Ξ	= -	_		+	- 九	八	4	i	六
		その他	託申請期	売経	売りさばき及び当せん金支払手数料	対象事	せん金の総	売 勇	票金額のでも	質 支 ブ			その他	託申請期	の他発		売りさばき及び当せん金支払手数料		託対象事	せん金の総	売	票金額	発売総額及び枚数	名		そ <i>の</i> 。 化	1 記申請期	この世発	i i	さばきをド旨せる	委託対象事務の範囲
		係通達による。 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関	和六年四月十六日	売総額に対して四千四百八十万	に全	さん 金付証票の発売に係る	売総額に対して三億八千万円	和六年	女二百円 四百フ	円 四百万女二十プ回名国自治宝	千二十六回全国自台定へ	係通達による。	証事務の履行	和六年四月十六日	売総額に対し	円	売総額に対して	を除く全ての事務	世ん金付証票の発売に係る事務の	売総額に対して五億二千二百五十万 ディー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー	和六年九月四日	枚二百円	一億円 五百五十万枚	全	ì	系通幸こよる。 きょん金付証男法その他関	丘耳寄り建亍は、台上しまけE買芸ごり込和六年匹月十六日	コミニー こう 売総額に対して	糸名に文してノニュモイーノフナニ	忌忩頁こ寸)にした五百コーし可した五百を除く全ての事務	せん金付証票の
	五 当せん金の総額 三 証票金額		二、多戸糸客及て村娄	壱絵頁をド女	一 名 称			九 受託申請期限		八 その他発売経費		七 当世ん金支払手数料		六 委托対象事务の範囲	\ \ <i>}</i>	当せ レ金つ窓	四 卷壳坍引三 証票金額					二 発売総額及び枚数		一 名称		全	全国都道	3月二日 てくかさい	青 / C どい、。 規定により、次のと	温票の発売について、 3.付言家の発売について、	☑寸証票の発売委託こつ
	発 7	の百五十ペーセントを上艮卜)。ただし、発売状況に「」(・・・・・	(三意円を一単立(一ユニット)として二単立ア係甲 ニモフセ	ッ	第百一回インターネット専用全国自治宝くじ	····································	託事務の	令和六年四月十六日	状況等により増減する場合がある	発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、	し、発売状況	売総額に対	の事務	せん金寸正票の発売こ系の光等によります。	載 で	こ付して二意コチラ円。 こごし、後十月一月から同月三十一月から	加トFゴヨーヨル・つ司枚三百円	ニット単位で増額する場合がある。)	ントを上限として	(二ユニット)。ただし、発売状況により、原	(一ユニット)として二単	六億円 二百万枚	イックワン)	ット専用	東京都知事	自治宝くじ事務協議会	2府県知事及び二十指定都市長の名において		公告しますから、受託を希望する銀行等は	せん金付証票法(昭和二十三年法律ル)	ハ

東	京	都	公	報

5 令和6年4月2日(火曜日)

5	令	和6	6年	4月	2] ((火	曜日	1)						東		京	者	ß	公		報												(第	:18	303	33-	テ)
Ξ				=		_			+	九		八		七		六		五	四	Ξ					=		_			+	九		八		七		六	
証票金額				発売総額及び枚数		名称			その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額		金					発売総額及び枚数		名称			他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲	
一枚二百円一枚二百円	で曽頂する場合がある。)の百五十パーセントを上限として	ただし、発売状況により	ニット)として四単	四億円 二百万枚	(クイックワン)	第百三回インターネット専用全国自治宝くじ	- 1	係通達による。	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関	令和六年四月十六日	り増減	額に対して五千八百八十四万	により	発売総額に対して百七万七千五百十六円。ただ	画を除く全ての事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企	状況等により増減する場合がある。	対して一億八	令和六年七月一日から同月三十一日まで	一枚二百円	ニット単位で増額する場合がある。)	セントを上限として	ニット)。ただし、発売状況に	(一億円を一単位(一ユニット)として四単位	四億円 二百万枚	ッイックワン)	第百二回インターネット専用全国自治宝くじ			受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関	令和六年四月十六日	発売状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、	ただし、発売状況等により増減する場合がある。	に対	画を除く全ての事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企	状況等により増減する場合がある。
							+	九		八		七		六			四	Ξ					=		_			+ :			八		七		六			四
							その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間	証票金額					発売総額及び枚数		名称			他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間
						係通達による。	託事務の	和六年四月十六日	発売状況等により増減する場合が	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、	ただし、発売状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。	画を除く全ての事務	当せん金付証票の発売に係る事	発売状況等により増減する場合があ	発売総額に対して一億三千五百	令和六年七月一日から同月三十	一枚百円	ユニット単位で増額する場合が	原則発売総額の百五十パーセントを上限とし	位(六ユニット)。ただし、発売状況により、	(五千万円を一単位(一ユニット)	三億円 三百万枚	(クイックワン)	第百四回インターネット専用全	:	通達による。	託事務の履行は	和六年四月十六日	状況等により増減する	線に対して五千八百	し、発売状況等により増減	発売総額に対して百六万六千七	く全ての事	当せん金付証票の発売に係る事	状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して一億八千万円	令和六年七月一日から同月三十一日ま

(第18033号)		東京	都 公 報	令和6年4月2日	(火曜日) 6
五 四 三 コ コ ヨ 発証 発売 票	. 一 十九 : 名! そ受 : 称! の託	八 七 そ 当 せ	六 五 四 三 委 当 発 証 せ 売 票	二 一 発 名 売 称	れ 第 た 六 当 た 条 せ 和 ま 第 ん 当
ん ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· 他 申 · 請	の他発売経費	対象事務の範囲の総額	総 額 及	令和六年四月二日 日までに申請してください。 条第三項の規定により、次の を発三項の規定により、次の せん金付証票の発売について 当せん金付証票の発売委託
発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売(ニュニット)。ただし、発売状況により、原(ニュニット)。ただし、発売状況により、原中で三百円で増額する場合がある。) 一枚三百円 (三億円を一単位(一ユニット)としてニ単位 (一ユニット)として二単位 (一カニット)としてニ単位 (一カニット)として二単位 (一カニット)といる。	イロー 達事 六発	対して一億百四十七万五千円状況等により増減する場合が対して九十万二千八百五十三ての事務	票の発売に係る事務のうち発等により増減する場合があるして三億三千七百五十万円。一日から同月三十一日まで一日から同月三十一日まで	国都道府県知事の名において 国都道府県知事の名において 国都道府県知事の名において 国本では、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限と ・ () () () () () () () () () ()とおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)について
三二一			五四三	二 一 十九 八	
証 票金額 及び枚数	他 申 他	ん 対 金 象 支 事	当せん金の総額証票金額	発売総額及び枚数	せ託人対
第百八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)。ただし、発売状況により、原(六ユニット)。ただし、発売状況により、原(カニット単位で増額する場合がある。)	ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、	発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売令和六年八月一日から同月三十一日まで一枚三百円の外三百円がらの百五十パーセントを上限としてユリ発売総額の百五十パーセントを上限としてユリエンル)。ただし、発売状況により、原		: だ 売 を せ 況 : し 総 除 ん 等

7	令	和6年	年4	月2	∃ (火	曜日	1)						東	Ţ	京	者	ß	公		報												(第	₹18	303	335	로)
		=		_		+	九		八		七		六		Ŧī.		Ξ					=		_			+	九		八		七		六		五.	四
		発売総額及び枚数		名称		その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間	証票金額					発売総額及び枚数		名称			その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間
則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ(ニコニット)。 ただし、発売状況により、原	11 (一ユニット) と		ックワン)	第百十回インターネット専用全国自治宝くじ	係通達による。	託事務の	令和六年四月十六日	発売状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、	ただし、発売状況等により増減する場合がある。	売総額に対し	く全ての	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企	況等により増	額に	令和六年八月一日から同月三十一日まで	一枚百円	ユニット単位で増額する場合がある。)	則発売総額の百五十パーセン	売状況によ	(五千万円を一単位(一ユニット)として六単	円	Č	第百九回インターネット専用全国自治宝くじ		係通達による。	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関	令和六年四月十六日	発売状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して八千八百二十六万円。ただし、	ただし、発売状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して百六十一万六千二百七十四円。	画を除く全ての事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企	状況等により増減する場合がある。	売総額に対して二億	令和六年八月一日から同月三十一日まで
=	-	_		+	九		八		七		六		五	四	Ξ					=		_			+	九		八		七		六		五.	四	Ξ	
発売 総額及 ひ枚数	<u> </u>	名称		その他	託		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間	証票金額					発売総額及び枚数		名称			その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間	証票金額	
			-																				:														

_	(第	180	33	랅)												東		京	者	B	公		報						令	和(6年	4).	2	1	(火	曜日	∃)		8
	_	-		+	九		八		七		六		五	四	三					=		_			+	九		八		七		六			四				
	名 ************************************	ろ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間	証票金額					発売総額及び枚数		名称			その他	受託申請期限		その他発売経費		当せん金支払手数料		委託対象事務の範囲		当せん金の総額	発売期間	証票金額			
	(クイックワン)	上り可インターネント専用	係通達による。	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関	令和六年四月十六日	発売状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、	だし、発売状況等により増減する場合がある。	総額に対して百六万六	を除く全ての事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企	状況等により増減する場合がある。	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売	令和六年九月一日から同月三十日まで	一枚二百円	位で増額する	の百五十パーセントを上限として	ただ	(一ユニット) として四単	四億円 二百万枚	(クイックワン)	第百十三回インターネット専用全国自治宝くじ		による。	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関	令和六年四月十六日	により増減する場合が	八百八十四万	り増減する	発売総額に対して百十万二千二百四十四円。た	画を除く全ての事務	の	状況等により増減する場合がある。	対して一億八	月三	一枚二百円	ニット単位で増額する場合がある。)	売総額の百五十パーセントを上限として	(四ユニット)。ただし、発売状況により、原
																							十 その	九 受託		八そ		七当		六委			四発						二発
																							他	託申請期限		の他発売経済		せん金支払		託対象事務		せん金の総額	発売期間	票金額					発売総額及び枚数
																										費		手数料		の範囲		額							枚数
																						通達	受託事	令和六	発売状	発売総	ただし	発売総	画を除	当せん	発売状	発売総	令和六	一枚百	ユニット単	原則発	<u>수</u>	(五千	三億円
																						による。	務の履行は、	六年四月十六日	況等に	額に対	、発売状	額に対	画を除く全ての事務	金付証	況等に	額に対	年九月	円	位	売総額の	(六ユニット)	万円を	三百
																							行は、当	十六日	より増減	して四千	況等に	して二百	の事務	票の発売	より増減	して一億	一日から		で増額する場合がある。	五	0	単 位	万枚
																							当せん金い		する場へ	二百九	より増減	十一万		に係るす	する場へ	三千五	同月三-		る場合が	パーセ	`	(一ユニット)	
																							付証票法その		状況等により増減する場合がある。	十三万円	なする場へ	二千三百		当せん金付証票の発売に係る事務のうち	台がある	百万円。	十日まで			ントを上	発売状況		
																							公その他関		30	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、	台がある。	額に対して二百十一万二千三百三十円。		務のうち発売企	90	て一億三千五百万円。ただし、	•		<u> </u>	セントを上限として	売状況により、	として六単	

|発| 電話 ○三(五三二一)一一一(代) | 郵店3 |乗京都新宿区西新宿二丁目八番一号 | 便3-8001

定 価